

第5回 大阪港地震・津波対策連絡会議議事録

日時： 平成 27 年 3 月 25 日（水）
午前 10 時～午前 11 時 50 分
場所： ヴィアーレ大阪 ヴィアーレホール

1 開会

2 大阪市港湾局挨拶

3 オブザーバーご紹介

4 参加者ご紹介

5 議題

(1) アクションプランの進捗状況について

資料 1 大阪港地震・津波対策アクションプランの取組み状況について

(2) 大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱の改訂について

資料 2 大阪港 BCP（事業継続計画）の策定について

資料 3 大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱（案）

資料 4 大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱 新旧対照表（案）

6 議事

(事務局)

資料 1 にて、大阪港地震・津波対策アクションプランの取組み状況を報告。

(議長 港湾局長)

アクションプラン 60 項目のうち、47 項目が達成したことでよいか。

(事務局)

その通り。

(議長 港湾局長)

達成項目のうち、一定基準を達成し継続しているものもあれば、純粹に達成したものもあるが、その判断は、各小会議にて判断されたのか。

(事務局)

各小会議の中で、項目ごとに確認し判断している。

(議長 港湾局長)

事務局からの説明において、補足等があれば参加機関より御意見頂きたい。

私からの確認として、平成 27 年 2 月 1 日施行された大阪市防災・減災条例及び大阪市全体のアクションプランや同報系無線の音の届かない場所等への今後の対応等を踏まえた、大阪市の防災減災の施策全般について、大阪市危機管理室よりご説明をお願いしたい。

(大阪市危機管理室)

平成 26 年 10 月に大阪市防災会議にて、大阪府の地域防災計画修正後の内容も汲み取り、減災の考え方を取り入れ、大阪市地域防災計画の修正を行った。

これまでの地域防災計画の考え方は、どちらかと言えば公共機関は対処の方法をどうすべきか

というところに重点を置いていた。市民対応としては、自主防災活動の支援や要援護者対策がうたわれる程度だった。(修正後の地域防災計画は)東日本大震災の教訓をふまえ、市民・事業者・公助としての行政の役割分担を明確化し、それぞれが取り組み、連携・協力する内容としている。

さらに、大阪市地域防災計画の修正に合わせ大阪市防災・減災条例を制定し、平成27年2月1日より施行している。市民、事業者、大阪市の役割分担を明確にし、それぞれ取り組みを行っていただき、法規範として訴求していく。

それらの概略をまとめ、市民防災マニュアルを改訂し、全戸配布を実施し、ホームページへも掲載している。また、南海トラフ巨大地震の被害想定も考慮した水害ハザードマップも市民防災マニュアルと併せて全戸配布を実施している。

さらに、平成25年8月に大阪府が発表した南海トラフ巨大地震による津波浸水想定については、既に大阪市のマップなび大阪という地図情報(大阪市ホームページ)で、内水氾濫も含む河川氾濫の情報と避難所等の情報も公開しているので、そういったものもご参照して頂きたい。

スピーカー(同報系無線)については、従前からマンション建設により都心部では聞きにくい箇所がある。基本的に音の届く範囲は防災スピーカーから半径約300m、音の大きさとしては120デシベル、ジェット機くらいの音と言われているが、建物で囲まれていたり風で流されたり聞こえにくい。また、港湾エリアでは、間隔が密でなく疎な部分があるなど、そういった課題がある中で運用をしてきた。一昨年前、台風接近で大和川沿に避難勧告を行ったが、住民から聞こえにくいとの声があった。

第一段階として改善したのが、避難を指示する人の声での情報の前にサイレンに変更し、まず、気づいてもらえるようにした。さらに、ゆっくりと喋り、たくさんの情報を密にお知らせするのではなく、端的に情報を流す工夫をした。

さらに、平成26年度に問題のある箇所を調査し、平成27、28年度で改善する予定。その概要としては、調査でスピーカーの移設が必要な箇所が59箇所、新設が必要な箇所が121箇所と判明した。平成27年度には、まず38箇所の移設と67箇所の増設を予定し、取り組みをすすめていく。ただ、シミュレーション上では、(音が届く範囲を)満たし、疎な域を無くすように工夫はしているが、スピーカーだけは限界があるので、市民の方へも防災スピーカーだけを頼らないようお願いしている。危機管理室では情報の多重化をすすめており、エリアメールやTV、ラジオでの情報提供、広報車で巡回など色々な手段を講じている。それでも情報が届かない可能性もあるので、自主防災活動や要援護者への避難対策の取り組みを行っている。

こういったことを参考にしながら、港湾で働く人についても、コンテナの流出等による減災対策を進めつつ、命を守るための避難対策も行って頂きたい。

(議長 港湾局長)

周知したい内容等でもいいので何かご意見等あれば頂きたい。

無いようですが、私から来訪者への避難の周知方法について伺いたい。

大阪港では、海遊館やUSJ、ATC等の集客施設があるが、事業者との避難体制等の検討はどうなっているのか。

(事務局)

海遊館などの集客施設については、区役所を中心に、調整を行っている。トラックなどの来訪者には、港湾事業者への説明会などで避難等の周知を図るよう啓発を行っている。

(大阪市危機管理室)

USJ については、平成 25 年 8 月に大阪府が発表した南海トラフ巨大地震による津波浸水想定では、此花区は殆どが浸水する想定となっており、此花区では内陸（東部）に向かうほど地盤が低く、またコンビナートもあり避難先の選定が難しい状況となっている。USJ の敷地内は浸水しない想定となっており、そこが安全という保証はないが、移動するとなると多くの来園者が逃げ切れない状況もあるので、USJ では敷地内の地盤の高い場所に誘導することや JR ユニバーサルシティ駅と USJ の間にあるユニバーサル・シティウォークにあるホテルや 3 階以上の施設と連携して、区域内のより高いところへ来訪者を避難させる取り組みを行っている。しかし、避難後、そこに取り残された人達をどうするかは市全体の課題であり、現状そこまでは至っていないが、まずは、命を守ることにしている。

海遊館については、港区役所から相談を受けている内容として、海遊館が海際に立地していることから、流出物等で被災する懸念があるので、来訪者を津波避難ビルに誘導することを検討している。ただ、一番必要な湾岸エリアに大阪市として津波避難ビルとして指定できるビルが非常に少ない状況であり地域ごとの避難計画により（指定のビルが）地元住民でいっぱいになる状況も想定され、海遊館の来訪者を誘導すると混乱が生じる恐れがある。特に外国からの来訪者もたくさんおられるので（地域と集客施設が）バラバラな動きになると避難が難しく、秩序が保てない可能性がある。こういった課題について海遊館と話し合いを行っている状況である。海遊館もまとまった秩序ある避難誘導が難しいと認識している。

(議長 港湾局長)

来訪者への対応は、外国人の方も含め地域住民との調整は難しいとは思いますが、区役所や事業者、危機管理室等で連携を取りながら、対応の検討をする必要がある。

事務局より説明のあった大阪港地震・津波対策アクションプランの取り組み状況について、特に意見等もないようなので、アクション項目の内容及び達成について承認とします。

(参加者全員)

異議なし。

※アクション項目の内容及び達成について承認。

(事務局)

大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱の改訂について報告。

大阪港埠頭株式会社と神戸港埠頭株式会社との経営統合により、現状の下物資産は大阪港埠頭株式会社、上物資産は阪神国際港湾株式会社として、資産を上下分離して保有することになったことから、阪神国際港湾株式会社が、大阪港地震・津波対策連絡会議参加機関として新たに参画。

資料 2 にて、大阪港 BCP（事業継続計画）の策定について報告。

資料 3 にて、大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱（案）について報告。

資料4にて、大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱 新旧対照表（案）について報告。

（議長 港湾局長）

大阪港 BCP の策定について、小会議に関しては、海上対策関係小会議を拡充して、大阪港 BCP・海上対策関係小会議ひとつとなるが、大阪港 BCP の策定に関しては、海上対策関係と BCP 関係を 2 部構成とし、BCP の議題の時は新たな機関が参加し、従来の海上対策関係の議題の時は新たな機関は参加しないとの理解でよいか。

（事務局）

その通り。

（議長 港湾局長）

事務局からの説明において、御意見・御質問等があれば頂きたい。

新たな参加機関の方に関しては、事前に了承を頂いた理解でよいか。

（事務局）

事前に了承済み。

（議長 港湾局長）

事務局より説明のあった大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱の改訂について、特に意見等もないようなので、承認とします。

（参加者全員）

異議なし。

※大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱の改訂について承認。

（参加者全員）

議題終了後、各参加機関から一言ずつ挨拶。

（議長 港湾局長）

アクションプランは策定したら終わりではなく、進捗しながらの見直しも必要である。そのためには、情報共有・意思疎通が大事であり、担当者の顔が見える関係を築きながら引き続き御協力をお願いしたい。

●大阪港地震・津波対策連絡会議のオブザーバー意見

（京都大学防災研究所 流域災害研究センター 米山准教授）

平成 20 年に策定されから 6 年が経過し、アクション項目がかなり達成していることが実感できた。しかし、仕組みは出来てきても、いつくるか分からない津波に対して、そこまで（対策を）続けられるのかを見据えて対策をしていかなければならないというのが今後の大きな課題である。そのためには、アクションプランの見直しが必要。さみだれ式に終わっている項目や継続している項目が混在し、策定当初より分かりにくくなっている印象。重複している内容等の整理など項目の見直しが今後の課題になると考える。

(関西大学 社会安全学部・社会安全研究センター長 河田教授)

南海トラフ巨大地震が発生すると大変な災害になることを承知してほしい。

東日本大震災では、約2万人の方が津波で亡くなったが、浸水した地区の居住者は約51万人で、死亡率としては4.2%であった。大阪市では、市域の約3分の1が津波で浸水する想定で、そこには約80万人が居住している。南海トラフ地震の津波の来襲エリアは東日本大震災の比較にならないほど多くの方が住んでおり、我々の想像を超えるような災害が起ころうとしている。特に東日本大震災と比べ、南海トラフ巨大地震は揺れが非常に大きくなる。東日本大震災では、人的被害、社会経済被害も殆どが津波で発生していた。南海トラフ巨大地震の被害は、津波と地震でフィフティ・フィフティの被害が発生すると考えて頂ければよい。

国の評価で一番問題となったのは、食糧や水が全く足りないということ。

今の日本の食糧は、ストックを少なくし、流通でうまく回している。流通システムを担保しているのは情報システムであるので、情報システムがダウンすることになれば、食糧も回らなくなる。

また、食糧等は、飛行機で輸送できるような量ではないことから、南海トラフ巨大地震時に物流の中心となるのは、神戸港や大阪港であり、物流における大阪港が果たさなければいけない役割はとても大きいので、大阪港は被災してはいけない。大阪港が被災すると、西日本への物流拠点がなくなり、物の集結ができなくなる。また、南海トラフ巨大地震の津波により水面は4m程度上昇することから、船は被災する危険がある。もし、港の中で大型船が沈没していたら大変なことになる、そういった想定外のことが災害時に起こることを常に考える必要がある。BCP策定時には、全ての担当を決めてはいけない。全員が役割を与えられていると新しい事態が発生したときに、それに対して人員を割ける体制でないと、誰も対処できなくなる。想定した通りのことが起こるかは分からないので、想定外のことが起こったときにどう対応するのかの検討が必要である。起こってほしくない最悪の被災シナリオを想定し、BCPを策定してほしい。

津波だけでなく、高潮についても対策を検討する必要がある。津波に関しては、LEVEL2の想定があるが、洪水・高潮・土砂災害等に対する起こってほしくないLEVEL2の想定はない。

国土交通省は、新たなステージとなる自然災害に対して、人命と社会経済被害に対して極小化する目標をもっており、洪水と高潮に関しては、近々見直しが図られることになる。高潮で大きな被害を受けてきた大阪港でも見直しが当然必要となる。

そこですべきことは高潮と津波は70~80%が共通の課題になっているので、BCPの策定時には別々に考えるのではなく、将来、計画高潮が3mから6mや7mになった時に、南海トラフ巨大地震の津波とどういうふうに連携していくのかと検討するという作業もでてくる。

普段から災害対策をどう改善するかという努力を継続するのが重要なので、継続して行ってほしい。